

令和6年度 第4回滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会 議事概要

日 時：令和7年3月17日（月）13：30～15：30

場 所：1 滋賀県公館

2 滋賀県庁 本館 4－A会議室

出席委員：上森委員、大河原委員、酒井委員、竹屋委員、中江委員、西川委員、
森委員、山中委員、脇田委員

オブザーバー：5名

1 知事との意見交換における主な意見

【委員】

- ・ 今回策定したプランは、今まであった外国人をいかに受け入れるか、といった視点ではなく、外国人も同じ地域社会の構成員であるという意識を高めることに主眼を置いたものである。その考え方をプラン全体の記述にも反映させている。
- ・ ただ、このプランの内容は一步前進したものではあるが、不十分な部分もある。
- ・ 県として多文化共生をどう位置付けるかについても、改めて整理が必要。本プランは条例ではなく計画であり、私たちの議論も審議会ではなく懇話会である。プラン策定当時のままの枠組みでいいのかを考える契機ではないか。
- ・ 今回は、ワークショップ形式を取り入れるなど通常の懇話会とは異なる進め方をした。そのノウハウは他の審議会に波及させていくこともできる。
- ・ 権利と義務という観点からも、外国人をどう位置付けていくか、改めて考える契機を持たねばならない。
- ・ プランを作って終わりではなく、今後一緒にまたどうやって作っていくかが重要である。

【委員】

- ・ 現場で活動する立場として、今回のプランが、草の根で取り組んでいる方々にとって「滋賀県にこうしたプランがあるから頑張れる」と思えるような内容であれば、意義あるものとして受け止められる。
- ・ これまで県民の皆さんに十分に周知できていなかった点についても反省し、今後はより多くの県民にこのプランの存在と意義を伝えていく必要がある。
- ・ プランの内容は、現場の人々にとっても励みとなるものであり、そのような内容にしていけることが重要である。

【委員】

- ・ このようなプランが存在すること自体、外国人にとっては大きな安心や幸福につなが

るものであると感じる。

- ・ 滋賀県には多くの方々の支えがあり、日本語教育の機会をいただけることや、様々な活動への参加を通じて、多くの支援を受けていることに対して感謝している。

【委員】

- ・ 言語の支援を行っているものの、どうしてもそれだけでは前に進めないもどかしさがある。現状では、外国人と日本人の枠組みが分かれているように感じられる。
- ・ 「県民全体で共に実現していく」という方向性が十分に打ち出されておらず、その点に課題を感じていたので、今回のプランによって、分かれていた二つの社会が一つにつながっていくのではないかという期待を持っている。

【委員】

- ・ この 10 年で外国籍住民の数は 2 倍近く増加しており、地域の状況も大きく変化している。
- ・ アジア出身の方など、見た目では国籍が分かりにくい場合もあり、翻訳機などのツールも活用されているが、地域の人々には十分に理解されていない場面もある。
- ・ 今回のプランは非常に素晴らしい内容であり、地域住民はもちろん、外国人住民の方々にもぜひその存在を知ってもらいたい。

【委員】

- ・ 策定のプロセスにおいて、多様な立場からの意見が交わされ、大変参考になった。今後の取組においてもこうした意見交換の場は重要であると感じた。

【委員】

- ・ これまで「内」と「外」をはっきりと分けてしまっていた側面があったのではないかと感じている。
- ・ 今回のプランにより、「すべての県民が当事者としてどう行動すべきか」を考えるスタートラインに立つことができた。
- ・ 労働分野においても、日本が助けをもらう立場にあるという視点が必要であり、これからは「選ばれる日本」「選ばれる滋賀県」を目指すプランであることが重要である。

【委員】

- ・ 各地域で多文化共生の取組が進められているが、その取組状況には地域差が大きく、県民全体の課題として共有されているとは言い難い。
- ・ 今後、製造業や農業など滋賀県の産業分野において外国人が重要な担い手となることが見込まれる一方で、円安の影響もあり、日本自体が外国人にとって選ばれにくくな

っている。

- ・ その中で、滋賀県が他の都道府県と比較して「選ばれる地域」となるためには、外国人にとっても、もともと住んでいる県民にとっても「心地よい地域」であることが必要であり、それこそが本当の意味での多文化共生の実現である。
- ・ こうした共生社会を県民全体の了解事項・共通認識とするためには、知事のリーダーシップのもとで旗印を明確にし、「多文化共生県民宣言」や「あらゆる差別を禁止する条例」の制定など、政治的なアクションが求められる。
- ・ 外国人も日本人も、共に安心して暮らせる、住みよい、心地よい滋賀県をつくっていくことが重要である。

【委員】

- ・ 日常の仕事や生活の中で、特に介護の問題などに直面しており、さまざまな壁を感じている。
- ・ 自身の父の介護を経験する中で、日本語ができればすべての問題が解決するわけではないが、日本語ができない人にとっては非常に大きな壁となっていることを実感している。
- ・ 今回の新しいプランには、そのような課題への対応も含めて、期待している。

【知事】

- ・ まず、皆さまがそれぞれの立場から、多様なルーツを持つ方々のことを考えながら日々を過ごされていることに感謝したい。また、本プランの策定にあたり、さまざまな形で時間を割き、ご協力・ご助言いただいたことに深く御礼申し上げる。私自身も、節目ごとに担当から議論の動向を伺い、意見を述べる機会を持ち、参画してきたつもりであり、皆さまのご尽力に心強さを感じている。
- ・ 多文化共生を考える上で、どう迎え入れるか、どう接するか、ではなく、同じ社会の構成員として、共に暮らし、共に支え合う仕組みを、職場を含めたあらゆる場でどうつくっていくかが重要であると考え。プランを作るだけでなく、それを多くの方に知ってもらい、「滋賀県はこうした社会を目指している」という認識を広げていくことが大切である。
- ・ 旗印を示すこと、政治的アクションについても、考えてみたいと思う。
- ・ 滋賀県は、日本の真ん中にあり、古来より多様な人々が往来し、文化や技術がもたらされ、その交わりの中で発展してきた地域である。私はその歴史を誇りに思っている。近年では、安価な労働力として外国人を受け入れる風潮も見られるが、同じ地域で暮らす一員として、権利と義務のバランスを欠くことのない社会のあり方を改めて問う必要がある。
- ・ 今後の方向性として、三つの視点を大切にしたい。第一に「一人ひとりを大切にする」

視点、これは外国人県民であれ日本国籍を有する人であれ変わらない。第二に「すべての人が社会の一員である」こと、そして第三に「すべての人が未来の希望である」こと。未来への希望としては、多様性、公平性、包摂性を重視し、社会の中での権利保障や支え合いの仕組み、具体的には地方自治における参政のあり方などを議論していく必要がある。

- ・ プランではなく条例、懇話会ではなく審議会、など権限をあげての議論も考えられる。その議論のあり方は、今回の懇話会のような多様な意見が出しやすい、開かれた雰囲気の中で行うことが理想なのだと思う。
- ・ 今回のプランを具現化しつつ、県民への周知を図りながら、次の第4次改定版に向けて共に歩いていく期間にしたいと考えている。ぜひ、今後も継続して皆さまに関わっていただきたい。
- ・ 現在、滋賀県内の外国人人口は約 41,000 人となっており、将来的には「県民の 10 人に 1 人が外国人」となる可能性も視野に入っている。そうした社会において、私たちの地域がどうあるべきか、介護や選挙といった暮らしの基本にかかわる場面からも、今こそ本格的に考え始めていく時期であると感じている。

【委員】

- ・ 「共生^{ともい}き条例」のように、障害のある方をはじめとした多様な人々の包摂を進めるにあたっては、各部署や部門ごとに取り組むだけでなく、全庁的に横断的な視点を持って対応していく必要がある。
- ・ そうした意味でも、部門を超えて共通の方向性を示す「横ぐし」を通すような条例の制定は、新たな取組として意義があると思う。

【知事】

- ・ ネイションステート、国家というのはどういうものなのか。一人ひとりがそれぞれのルーツや出身、国籍を持っており、それらを大切にすることはもちろん重要だが、同時に、そうした属性にとらわれすぎない感覚や感性を持つことも、情報化・グローバル化が進む現代においては必要であると感じている。
- ・ 滋賀県としても、大切にすべきものはしっかりと大切にしつつも、それに縛られすぎない、柔軟で開かれた地域づくりができればと願っている。

2 会議における主な意見

① 最終案について

【委員】

- ・ 指標について、特別の教育課程による指導等を受けている児童生徒の割合にかかる目標数値を 100%にしたことはとても良い。留学生や従業員、帯同家族も 100%にできな

いか。

（事務局回答）

- ・ 日本語教育は、労働者、児童生徒、生活者とカテゴライズされ、所管が各課にまたがっており、当課は生活者のための日本語についての活動をしている。カテゴライズが固定化しないよう、他の部局と協議をもちながら、取組を進めていきたい。

【委員】

- ・ 行動目標4の文言から「支援」という言葉がなくなったが、支援という言葉がなくすというよりは、違う言葉を考えてみようという議論であり、活躍の創出や場の創出といった言葉で終わることも考えられる。支援が必要であることには変わらない。

（事務局回答）

- ・ 行動目標4については、日本人を対象にした取組もあり、一方向的な支援だけではないことから、今回の判断とした。取組内容の詳細を記した箇所では、支援という言葉を用いるなど、必要な部分には残している。

【委員】

- ・ 県の多文化共生推進本部とはどういう組織か。

（事務局回答）

- ・ 国際課で事務局を持ち、庁内の連携を図ることを目的とした組織。知事や副知事、部長・局長級による会議、課長級による会議、担当者による会議を実施することを想定している。担当者による会議は、テーマを設けてそのテーマに関連する課の担当者が参加し、課題や取組の共有や情報交換をする予定である。プランの進捗管理も本部で行うことを考えている。

【委員】

- ・ プランの指標の達成度合いは、毎年公表するのか。

（事務局回答）

- ・ 県ホームページで公表する予定。多文化共生推進本部で、必要に応じて指標の見直しも検討する。

【委員】

- ・ 本部の機能についての説明文に、プランの進捗管理を行うことを明記してはどうか。

【委員】

- ・ 県職員の中で、多文化共生意識は浸透しているのか。

（事務局回答）

- ・ 今年度、総合企画部内において初めて、多文化共生をテーマにした研修を実施した。

ワークショップ形式での研修が効果的であった。来年度は「やさしい日本語」に関する取組を更に進めたいと考えている。

【委員】

- ・ 自治振興交付金による、市町への日本語教室に関する財政支援は良い取組であり、PRポイントになると思う。

② 今後の取組について

【委員】

- ・ 県内の各市町国際交流協会について、事務所の場所や責任者、ホームページの二次元バーコードがマッピングされたものがあると分かりやすい。

【委員】

- ・ 「やさしい日本語」に関する取組について、県職員自身を対象とした啓発だけでなく、県全体としての取組にし、社会に波及するものとなればよい。

(事務局回答)

- ・ 今年度健康福祉政策課が作成した、ユニバーサルデザインの観点に沿った印刷物の手引きにおいて「やさしい日本語」について詳しい記述を加えている。「やさしい日本語」を情報を誰にでも分かりやすくするという観点から捉えれば、県全体での取組に向けた共通項になりうる。

【委員】

- ・ 県国際協会で作成している、外国人向け情報紙「みみタロウ」を作成する際、制度改正のたびに関係課に照会する必要がある。庁内連携を進めるのであれば、様々な制度改正について県で取りまとめて多言語化することも必要ではないか。